

## 農業集落排水施設使用料 公共浄化槽使用料

## 口座振替の通帳記帳の変更について

令和5年10月から農業集落排水施設使用料及び公共浄化槽使用料の請求・支払方法を水道料金の請求・支払方法に統合させていただきました。

それに伴い、お支払いを口座振替でご利用されている場合、通帳に記帳される振替結果の文言が下記の例のように変わりましたのでご承知おきください。



### (1) 農業集落排水施設使用料及び公共浄化槽使用料の口座振替の通帳記帳例

旧	新(R5.10月～ 水道料金の記帳文言例)
・ノウシュウシヨウリョウ ・ジョウカソウリョウキン など	マツサカシ ※※ガツ ----- ジョウゲスイ(又はジョウゲスイドウ)※※ガツ ----- マツサカスイドウ ----- ジョウゲスイドウ など

水道料金の通帳記帳文言は各金融機関によって異なります。  
(上記の※※には1～12が入り、各請求対象月(1月～12月)が表記される金融機関もあります。)

### (2) 水道、農業集落排水施設または公共浄化槽の使用状況による記帳内容

農業集落排水施設使用料及び公共浄化槽使用料は、令和5年10月から「下水道使用料」と区分し、「水道使用量等のお知らせ」(検針票)には「下水道使用料」と表記されています。  
そのため、下記のA～Cのどの事例においても、従来のような記帳はなくなります。

A	水道、農業集落排水施設または公共浄化槽を利用し、 <b>お支払い口座を水道の口座に統一した場合</b> ⇒ 水道料金と農業集落排水施設使用料または公共浄化槽使用料の合算額が、上記(1)の通帳記帳例のとおり記帳されます。
B	水道と農業集落排水施設または公共浄化槽を利用しているが、 <b>使用者やお支払い口座を分けている場合</b> ⇒ 水道料金の額、農業集落排水施設使用料または公共浄化槽使用料の額が、上記(1)の通帳記帳例のとおり各口座に記帳されます。
C	水道の利用はなく、 <b>農業集落排水施設または公共浄化槽を単独で利用の場合</b> ⇒ 農業集落排水施設使用料または公共浄化槽使用料の額が、上記(1)の通帳記帳例のとおり記帳されます。



連絡先 松阪市上下水道部 上下水道総務課 料金係  
電話 0598-53-4372 FAX 0598-26-4319